

令和5年度 第2回 清瀬市国民健康保険運営協議会議事録

開催日時：令和5年11月9日（木）午後2時より

開催場所：清瀬市役所 2階 市民協働ルーム

出席委員

公益代表：原 かずひろ、原田 ひろみ、斉藤 まさひろ、松本 潤

医療機関代表：宮本 兼吾、阿久津 七光、岩崎 敬司

被保険者代表：木村 則男、尾崎 彰一郎、岩田 英明、杉本 美恵、村野 和美

欠席委員：柏原 達象、大塚 健司、仁平 義和

理事者側等出席者

澁谷市長、瀬谷副市長、矢ヶ崎生涯健幸部長、大野保険年金課長、高橋徴収課長、西川健康推進課長（事務局として、神谷国保係長、國樹国保係主任）

1. 議題

（1）清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

（2）令和6年度 清瀬市国民健康保険税について

2. 報告

（1）第3期清瀬市国民健康保険データヘルス計画について

3. その他

事務局

それでは、定刻となりましたので、令和5年度第2回清瀬市国民健康保険運営協議会を開催いたします。皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は事務局を担当します保険年金課大野と申します。どうぞよろしく願いいたします。開会にあたりまして、澁谷市長からご挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします。

市長

（挨拶）

事務局

ありがとうございました。ここで市長は公務の都合により退席とさせていただきます。ご了承いただければと思います。

改めまして、会議を続行させていただきます。なお本日、大塚委員、柏原委員、仁平委員から、所用のため欠席される旨のご連絡をいただいております。それでは、以降の議事進行を原会長にお願いさせていただきます。よろしく願いします。

会長

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。それでは、令和5年度第2回となります、清瀬市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。初めに、本日の配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

事務局

(資料説明)

会長

ありがとうございます。それでは、議題に入らせていただきます。初めに、本日の議事録の署名委員の方を指名させていただきます。斉藤委員、松本委員にお願いをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題の1番目、清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。初めに資料1を事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(説明)

会長

説明が終わりました。それでは、ご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。

委員

2つ確認したい。国民健康保険税の免除ということだが、全額免除でよいのか。

また、施行日が1月1日なので、出産予定月が1月の方から対象になるという考え方でよいのか。例えば今年の12月に出産をした方は、その後2か月間の期間はこの条例上は対象にならないのか。

事務局

まず、免除の考え方でございますが、4か月分の所得割、均等割が全て免除になります。単胎妊娠場合は4か月分、多胎妊娠の場合は6か月分の免除になります。

また、1月1日施行の場合、出産月が何月から対象になるかということですが、その前から申請はできますが、あくまでも減免については1月分からとなります。例えば出産月が、11月の場合は、1か月後が12月、2か月後が1月になりますので、2か月後の1月分は免除の対象になります。

委員

周知の方法について、具体的にどのタイミングで周知をする予定なのか、検討している段階のものでお聞かせいただければと思う。

事務局

今回の条例改正につきましては、12月の議会に上程を予定しておりまして、1月1日から施行のため、周知に関しましては、1月1日以降、市報、ホームページ、市のSNSなどのツールで、周知を図っていきたいと考えております。また、出産育児一時金を支給しておりますので、国保加入者の中で、出産をされた方の情報については、もれなく事務局で把握できると考えております。

会長

その他、ご質問ご意見等ございますか。特にないようでしたら、終結したいと思います。それでは議題の1番、清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、賛成する方の挙手をお願い申し上げます。

(全員賛成)

会長

賛成者全員のため、議題1番、清瀬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、本協議会として了承することといたします。

続きまして、議題の2番目、令和6年度清瀬市国民健康保険税についてでございます。それでは事務局から説明をお願いします。

事務局
(説明)

会長

説明が終わりました。この議題に対しまして、ご質問ご意見等ありましたら、お願いをいたします。

委員

資料で、分からなかったところがあった。資料2の4ページの医療費の状況について、表の8と9で数字が異なっている。表8では医療費総額が60億8379万6千円、表9では61億4902万6千円と少し異なっている理由について教えていただきたい。

また、国の動向や東京都の動向が分かれば教えていただきたい。令和6年度に向けて、納付金の見込みがどうなるか、法定減免の拡充の方向性が示されているのか。26市の中で令和6年度税率改定の方向で検討が始まっているところが何市あるか。

事務局

まず、4ページの医療費の状況でございます。表8の2段目、医療費の総額が令和4年度で60億8379万6千円であることと、表9の61億4902万6千円となっている差異でございますが、表8が清瀬市の決算ベースで出した数字でございます。表9は、事業年報として国に報告をしたもので、決算の時点での相違ということでご理解いただければと思います。

東京都の納付金の見込みでございますが、国からの納付金算定のための仮係数が、今週公にされたところで、東京都の試算がこれからの作業になるため、現時点で見込みが分からない状況でございます。

国の法定減免の拡充の件については、今時点で情報は得られていません。

26市の税率改定の状況については、現時点で改定をこれから検討するという団体がほとんどでございます。資料2の9ページの表17の塗りつぶしているところが、令和5年度に改定をした団体ですので、参考にこちらを見ていただければと思います。以上でございます。

委員

4ページの医療費の推移では、表9でいうと、26市の中で医療費が高いということになっているが、表8の決算ベースで他市と比較することは可能か。

事務局

他市比較として、国に提出をしている事業年報で比較は可能なのですが、表8のようなそれぞれの団体の会計上の決算の数字は集約することが難しいですが、大きく変わるものではございませんので、令和4年度の数値としては、こちらの表9をご覧いただければと思います。

委員

資料の追加をお願いしたい。8ページに滞納状況を詳しく載せていただいているが、経年比較ができるように、平成30年から令和4年までの、滞納分の比較の表を作成してほしい。

10ページの総所得に占める調定額割合が、清瀬市は10.66%で、26市比較で2番目に高い。値上

げ案の③④ではこの 10.66%という総所得に占める割合が、更に増加する改定案になると思う。市が示していただいた③④案について、総所得に占める保険料の調定額割合が何%になるのか併せて出していただきたい。

事務局

事務局案の場合の1人当たりの調定額を算出して、令和4年度の総所得による比較であれば作成は可能です。

会長

他にご意見はございませんか。

特にないようでしたら、これまでいただきましたご意見を踏まえまして、答申案の作成をしていきたいと思えます。

また、今回の説明内容につきましては、資料をよくご覧いただきまして、ご意見等を本日机上に配布されておりますご意見票に記入していただき、事務局までの提出をお願いします。

それでは続きまして次第の2報告事項、第3期清瀬市国民健康保険データヘルス計画について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(説明)

会長

報告が終わりました。この議題に関しまして質問等はございませんか。

それでは特にないようでしたら、こちらは報告事項となりますので、以上で終結といたします。

続きまして次第の3、その他につきまして、事務局から連絡事項等はございますか。

事務局

先ほどご審議をいただきました令和6年度清瀬市国民健康保険税について、皆様のご意見を踏まえまして、答申案をまとめていきたいと考えております。また、会長からもご説明をいただきましたが、本日お配りをいたしました用紙に、ご意見等をご記入いただき、令和5年11月30日(木)までに、返信用封筒にて事務局までご提出をお願いいたします。皆様のご意見を踏まえて、答申案をまとめさせていただきますと考えております。

お配りしました用紙でございますが、ご自分でパソコンにて作成したいということございましたら、用紙に書いてある表題の内容に沿う形で、作成していただいても構いません。また、11月30日までの締め切りでございますが、追加の資料のご要望もいただいておりますので、それまでに事務局の方から、各委員の皆様へ、追加の資料を追って送付させていただきたいと考えております。

また、次回の会議の日程につきましては、令和6年2月ごろを予定しておりますが、皆様からいただいた意見などを踏まえまして、必要があれば別に開催を検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

会長

それでは以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。特に委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございました。

以上の会議の顛末を記載し、その正確なことを証する為ここに捺印する。

会長 原 かずひろ 印

委員 斉藤 まさひろ 印

委員 松本 潤 印